

≪体制整備の豆知識 Part8≫

2024.5.21

## ふうたのワンポイントレッスン

～Vol.11 生保募集固有の体制整備状況の点検管理～

代協会員の皆さまが実効性のある「自己点検」が実施できるように「代理店自己点検レベルアップ講座」の内容に沿ったテーマをシリーズで、昨年7月より毎月配信しています。

<https://www.nihondaikyo.or.jp/guideline/17333/>

社内点検者のレベルアップに是非ご活用ください。

\*\*\*\*\*

今回は、**生保募集固有の体制整備状況の点検管理**について説明します。

◎ **生保募集固有の体制整備状況**について、以下の9つの生保募集固有項目について、確認してください。

- 1)教育責任者
- 2)構成員契約ルール
- 3)共同募集
- 4)契約の維持管理
- 5)個人データの確認・記録
- 6)第一次選択
- 7)法人向け保険募集
- 8)特定関係法人の範囲
- 9)特定保険契約の販売

◎点検結果が、適正「○」となるためには、どのような体制整備が必要か、重要な点検項目について、確認していきましょう。

### ■1)教育責任者

- 【生保乗合代理店の場合、必須】専門資格(生保)を持つ、教育責任者を任命していますか？

生命保険の募集登録において、教育責任者は、専門資格を持つ者を任命しているかを確認します。会社の教育責任者としては、生保の専門資格を持つ者が、より有効と思います。

### ■2)構成員契約ルール

- 構成員契約ルールに違反する募集を行わないよう、社内規程等に定めており、社内研修等で周知徹底していますか？

構成員契約ルールについて、保険募集管理規程で募集ができないことを定め、社内研修等で履修していることを確認します。

### ■3)共同募集

- 共同募集を行う場合、代理店委託契約書に定める業務内容による保険募集を遵守していますか？

共同募集をしている場合、代理店委託契約書に定める業務内容による保険募集を遵守しているか確認します。

### ■4)契約の維持管理

- ①早期消滅契約対応（保険契約の失効防止）、②振替不能契約対応（復活推奨等の契約維持管理）が適正に行われていますか？

契約の維持管理では、早期消滅契約の対応、すなわち保険契約の失効防止、振替不能契約対応すなわち復活推奨等の契約維持管理が適正に管理されているか、を確認します。

### ■5)個人データの確認・記録

- 名簿業者など第三者から個人データの提供を受ける場合、または、個人データを第三者に提供する場合、ルールを遵守し、記録を作成し、原則3年間保管していますか？

個人データの確認・記録では、名簿業者など第三者から個人データの提供を受ける場合、または、個人データを第三者に提供する場合、ルールを遵守し、記録を作成のうえ、原則 3 年間保管をしているか、を確認します。

## ■ 6) 第一次選択

- お客様に面接し、第一次選択(※)を理解し、適切に行っていますか？

第一次選択について、健康状態等の身体上や職業等の環境上、また適正な加入目的やモラルリスク等の道徳上の危険度に関する情報を得て、ありのままを保険会社へ報告しているかを確認します。

※第一次選択とは、「営業社員による選択。被保険者に面談する営業社員が被保険者の言動・健康状態などを観察、職業・加入目的、年収などを質問し、所定の報告書で報告すること」

## ■ 7) 法人向け保険募集

- 法人向け保険の募集を適切に行っていますか？

法人向けの保険募集では、財テクや中途解約を前提とするような法人税等実効税率や返戻率などを目的とする保険本来の趣旨を逸脱するような保険加入において誤解を与えるようなツールや資料を募集に使用していないか、『法人向け保険商品にかかる顧客向けの注意喚起事項』を適切に行っているかを確認する。

## ■ 8) 特定関係法人の範囲

- 特定関係法人等の範囲の一覧表を備え付け、変更があった場合、速やかに保険会社に報告していますか？

人的、資本的に関係のある特定関係法人を管理するための一覧表を点検する。（該当なしでも作成必要）

特定関係法人の範囲一覧表および変更等の届出書を確認する

特定関係法人の範囲では、人的または資本的に関係のある特定関係法人を管理するための一覧表を備え付け、変更があった場合は、速やかに保険会社に報告しているか届出書を確認します。また、該当がない場合でも作成は必要です。

## ■ 9) 特定保険契約の販売

- 特定保険契約の販売ルールを遵守していますか？

特定保険契約の販売では、金利や通貨の価格、金融商品市場等の変動により、お客さまに損失が発生するおそれがある特定保険契約について、金融商品取引法の一部を準用した契約ルールを理解し、販売ルールを遵守しているかを確認します。

以上、点検内容を十分に理解・把握し、その点検趣旨に沿った社内点検実施の必要性や定期的な確認、および点検・チェックの実施は、体制整備において現状を把握するうえでは、たいへん重要です。実効性を伴う点検・実施をしてください。

作成：日本代協アドバイザー 日本創倫株式会社 代表取締役（CEO）山本 秀樹

配信：日本代協事務局